

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第8条
基準規定	周南市下水道使用料の減免に関する要綱第3条～第8条
審査基準	<p>(軽減の対象)</p> <p>第3条 給排水設備の使用者又は所有者が善良な管理を行っているもて次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用期分の汚水排除量を軽減し下水道使用料を減額することができる。ただし、管理者が認めたものについては、1回の下水道使用料の減額対象を2期分を超えない範囲とすることができる。</p> <p>(1) 給水装置の損傷による漏水で下水道への流入がなかったと認められる場合</p> <p>(2) 給水装置の損傷による漏水で下水道への流入があったと認められる場合</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に認めたもの</p> <p>(軽減の条件)</p> <p>第4条 汚水排除量を軽減する条件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号及び第2号については、使用者において給水装置の損傷の発見が困難と認められるもので、かつ、当該給水装置の修理の完了したもの。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が給水装置の漏水と認め水道使用水量が軽減されたものに限る。</p> <p>(2) 前号においては、当該給水装置の修理を遅滞なく行うこととする。なお、届出の期限は修理完了日から2か月までとする。</p> <p>(算定方法)</p> <p>第5条 第3条により軽減する汚水排除量の算定は次の各号のとおりとし、計算にあたって端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号においては、当該使用期分の汚水排除量から推定汚水排除量を減じたものとする。</p> <p>(2) 同条第2号においては、当該使用期分の汚水排除量から推定汚水排除量を減じたものの50%とする。ただし、排除方法が分流式である地域において、給水器具の漏水が雨水の排水設備より排除されたと認められる場合は前号の算定方法によるものとする。</p> <p>(3) 前号において、軽減した後の汚水排除量が推定汚水排除量の5倍を超える場合は、その超えた排除量の50%をさらに軽減する。</p> <p>(軽減の特例)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、使用者が独居かつ次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、当該使用期分の推定汚水排除量を超えるものの全部を軽減することができる。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道使用水量の軽減を認めたものに限る。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律37号）等による心身障害者の場合</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護または要支援認定者にある者の場合</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に必要と認めたもの</p> <p>(災害等の減免)</p> <p>第7条 暴風雨、洪水、地震等の自然災害又は火災等の災害を受けた場合、次の各号のとおり下水道使用料を減免することができる。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道料金の減免を決定したのものに限る。</p> <p>(1) 家屋の全壊、流失、全焼又は全損の場合 当該使用期分の全額</p> <p>(2) 家屋の一部損壊、床上浸水、一部焼失等又は給水装置等の破損に伴う漏水の場合 当該使用期分で推定汚水排除量に基づき算定される額を超えるもの全額</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に認めたもの</p> <p>2 異常寒波による給水装置等の破損に伴う漏水の場合は、修理の遅れ等管理者が認めた場合、当該使用期分で推定汚水排除量に基づき算定される額を超えるもの全額を減免することができる。この場合の届出の期限は事由発生日から定例日までとする。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道料金の減免を決定したのものに限る。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は減免しない。</p> <p>(1) 使用者が故意に給水装置を損傷したとき。</p> <p>(2) 使用者が漏水の事実を知りながらこれを放置していたとき。</p> <p>(3) 災害が罹災者の故意又は重大な過失によるとき。</p>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例第33条
基準規定	周南市下水道使用料の減免に関する要綱第3条～第8条
審査基準	<p>(軽減の対象)</p> <p>第3条 給排水設備の使用者又は所有者が善良な管理を行っているもて次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用期分の汚水排除量を軽減し下水道使用料を減額することができる。ただし、管理者が認めたものについては、1回の下水道使用料の減額対象を2期分を超えない範囲とすることができる。</p> <p>(1) 給水装置の損傷による漏水で下水道への流入がなかったと認められる場合</p> <p>(2) 給水装置の損傷による漏水で下水道への流入があったと認められる場合</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に認めたもの</p> <p>(軽減の条件)</p> <p>第4条 汚水排除量を軽減する条件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号及び第2号については、使用者において給水装置の損傷の発見が困難と認められるもので、かつ、当該給水装置の修理の完了したもの。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が給水装置の漏水と認め水道使用水量が軽減されたものに限る。</p> <p>(2) 前号においては、当該給水装置の修理を遅滞なく行うこととする。なお、届出の期限は修理完了日から2か月までとする。</p> <p>(算定方法)</p> <p>第5条 第3条により軽減する汚水排除量の算定は次の各号のとおりとし、計算にあたって端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号においては、当該使用期分の汚水排除量から推定汚水排除量を減じたものとする。</p> <p>(2) 同条第2号においては、当該使用期分の汚水排除量から推定汚水排除量を減じたものの50%とする。ただし、排除方法が分流式である地域において、給水器具の漏水が雨水の排水設備より排除されたと認められる場合は前号の算定方法によるものとする。</p> <p>(3) 前号において、軽減した後の汚水排除量が推定汚水排除量の5倍を超える場合は、その超えた排除量の50%をさらに軽減する。</p> <p>(軽減の特例)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、使用者が独居かつ次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、当該使用期分の推定汚水排除量を超えるものの全部を軽減することができる。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道使用水量の軽減を認めたものに限る。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律37号）等による心身障害者の場合</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護または要支援認定者にある者の場合</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に必要と認めたもの</p> <p>(災害等の減免)</p> <p>第7条 暴風雨、洪水、地震等の自然災害又は火災等の災害を受けた場合、次の各号のとおり下水道使用料を減免することができる。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道料金の減免を決定したものに限り。</p> <p>(1) 家屋の全壊、流失、全焼又は全損の場合 当該使用期分の全額</p> <p>(2) 家屋の一部損壊、床上浸水、一部焼失等又は給水装置等の破損に伴う漏水の場合 当該使用期分で推定汚水排除量に基づき算定される額を超えるものの全額</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に認めたもの</p> <p>2 異常寒波による給水装置等の破損に伴う漏水の場合は、修理の遅れ等管理者が認めた場合、当該使用期分で推定汚水排除量に基づき算定される額を超えるものの全額を減免することができる。この場合の届出の期限は事由発生日から定例日までとする。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道料金の減免を決定したものに限り。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は減免しない。</p> <p>(1) 使用者が故意に給水装置を損傷したとき。</p> <p>(2) 使用者が漏水の事実を知りながらこれを放置していたとき。</p> <p>(3) 災害が罹災者の故意又は重大な過失によるとき。</p>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	料金課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	上下水道事業管理者
根拠規定	周南市下水道条例第27条
基準規定	周南市下水道使用料の減免に関する要綱第3条～第8条
審査基準	<p>(軽減の対象)</p> <p>第3条 給排水設備の使用者又は所有者が善良な管理を行っているもて次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用期分の汚水排除量を軽減し下水道使用料を減額することができる。ただし、管理者が認めたものについては、1回の下水道使用料の減額対象を2期分を超えない範囲とすることができる。</p> <p>(1) 給水装置の損傷による漏水で下水道への流入がなかったと認められる場合</p> <p>(2) 給水装置の損傷による漏水で下水道への流入があったと認められる場合</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に認めたもの</p> <p>(軽減の条件)</p> <p>第4条 汚水排除量を軽減する条件は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1号及び第2号については、使用者において給水装置の損傷の発見が困難と認められるもので、かつ、当該給水装置の修理の完了したもの。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が給水装置の漏水と認め水道使用水量が軽減されたものに限る。</p> <p>(2) 前号においては、当該給水装置の修理を遅滞なく行うこととする。なお、届出の期限は修理完了日から2か月までとする。</p> <p>(算定方法)</p> <p>第5条 第3条により軽減する汚水排除量の算定は次の各号のとおりとし、計算にあたって端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 第3条第1号においては、当該使用期分の汚水排除量から推定汚水排除量を減じたものとする。</p> <p>(2) 同条第2号においては、当該使用期分の汚水排除量から推定汚水排除量を減じたものの50%とする。ただし、排除方法が分流式である地域において、給水器具の漏水が雨水の排水設備より排除されたと認められる場合は前号の算定方法によるものとする。</p> <p>(3) 前号において、軽減した後の汚水排除量が推定汚水排除量の5倍を超える場合は、その超えた排除量の50%をさらに軽減する。</p> <p>(軽減の特例)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、使用者が独居かつ次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、当該使用期分の推定汚水排除量を超えるものの全部を軽減することができる。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道使用水量の軽減を認めたものに限る。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律37号）等による心身障害者の場合</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護または要支援認定者にある者の場合</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に必要と認めたもの</p> <p>(災害等の減免)</p> <p>第7条 暴風雨、洪水、地震等の自然災害又は火災等の災害を受けた場合、次の各号のとおり下水道使用料を減免することができる。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道料金の減免を決定したものに限る。</p> <p>(1) 家屋の全壊、流失、全焼又は全損の場合 当該使用期分の全額</p> <p>(2) 家屋の一部損壊、床上浸水、一部焼失等又は給水装置等の破損に伴う漏水の場合 当該使用期分で推定汚水排除量に基づき算定される額を超えるものの全額</p> <p>(3) 前各号のほか、管理者が特に認めたもの</p> <p>2 異常寒波による給水装置等の破損に伴う漏水の場合は、修理の遅れ等管理者が認めた場合、当該使用期分で推定汚水排除量に基づき算定される額を超えるものの全額を減免することができる。この場合の届出の期限は事由発生日から定例日までとする。ただし、水道水を排除している場合は、管理者又は市長が水道料金の減免を決定したものに限る。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第8条 第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は減免しない。</p> <p>(1) 使用者が故意に給水装置を損傷したとき。</p> <p>(2) 使用者が漏水の事実を知りながらこれを放置していたとき。</p> <p>(3) 災害が罹災者の故意又は重大な過失によるとき。</p>
標準処理期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する）
備考	